

意見書

平成15年9月1日

情報通信審議会 情報通信技術分科会
事業用電気通信設備等委員会事務局 御中

郵便番号 103-0015

住 所 とうきょうとちゅうおうく にほんばしはこきちよう24ばん1ごう
東京都中央区日本橋箱崎町24番1号

氏 名 そふとばんくびーびーかぶしがいしゃ
ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

「事業用電気通信設備の技術的条件」に関する報告書（案）に関し、別紙の通り意見を提出します。

[本件連絡先]

BBフォン事業本部 企画部 野田

E-mail: mnoda@softbank.co.jp

電話 03-5651-1745

FAX 03-3249-2307

(別紙)

この度は、標記の件につきまして、意見提出の機会を設けて頂いたことに厚く御礼申し上げます。下記の通り弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

「アナログ電話相当の固定電話」について

アナログ電話相当の固定電話及びその設備について弊社の考え方を述べます。

アナログ電話の代替サービスとして提供する I P 技術を用いた固定電話などを、アナログ電話と同等レベルとして基準を設けることは、新規参入事業者にとって過大な負担を抱える恐れがあることから反対致します。アナログ電話の代替サービスとしてではなく、携帯電話・PHSと同様に新たな技術基準のような、アナログ電話の技術基準とは異なる抜本的な見直しが必要であると考えます。

更に、バックボーン回線などインフラストラクチャーに対してアナログ電話と同等の技術基準を設けることは、I P 技術を用いた技術革新が急速に進む通信業界を見据えた方策とは言い難く、旧来の技術基準の影響を被りかねません。そもそも技術基準による事業者選別を行うのではなく、あくまでユーザーの選択に基づく事業者間競争促進を図るべきと考えます。そのため政策として技術の進歩によるネットワークの安全性・信頼性・効率性の向上を図ろうとするのであれば、事業者の新規参入が容易且つ利用者保護が保たれるような技術基準の抜本的な見直しが必要であると考えます。

「Ⅲ. 事業用電気通信設備の技術的条件の方向性について」について

2. 事業用電気通信設備の技術的条件

2-2 個別のサービス毎に適用される技術的条件

(2) アナログ電話相当の固定電話用設備の技術的条件 (I S D N、I P 技術を用いた固定電話)

利用者から見てアナログ電話の代替として利用されるサービスについては、アナログ電話と同等レベルの品質が確保されるように、その電気通信設備に対して必要な規定を設けることが求められる。また、アナログ電話用設備と同様に、共通基準の中で予備設備や停電対策等の安全・信頼性を確保するための規定が緩和される部分については、アナログ電話相当の固定電話用設備に対して個別に規定することが必要である。

ここで、アナログ電話相当の固定電話に該当する設備としては、現時点では、I S D N 及び I P 技術を用いた固定電話用設備とすることが適当である。

なお、これらサービスの通話品質については、I T U 勧告に基づいた基準値等を用いることが適当である。(7ページ)

利用者から見てアナログ電話の代替として利用されるサービスが必ずしも代替利用され

るとは限りません。代替となる環境を提供するサービスが全て同等の技術基準を必要とされては、提供する事業者の負担が過大になりすぎます。アナログ電話をライフラインと同等の通信社会基盤を担う位置づけにしているのであれば、代替する新しいサービスとアナログ電話は全く異なるものとして検討をする必要があると考えます。そもそもアナログ電話の代替として使用するかどうかは、ユーザーの選択に委ねるべきものを考え、技術基準による規定は望ましく思われません。

(4) その他の音声伝送用設備の技術的条件（IP電話など（1）～（3）以外の音声伝送用設備）

その他の音声伝送用設備については、新しい技術やビジネスモデルによるサービス等の新規参入事業者にとって過大な負担とならないよう、利用者が通常提供を受けるサービスに最低限必要とされる内容の規定に留めることが適当である。

このため、アナログ電話用設備、アナログ電話相当の固定電話用設備や主要な音声伝送用設備とは異なり、予備設備や停電対策等の規定を、本設備に対する条件として個別に規定する必要は認められない。（8ページ）

その他の音声伝送用設備の技術的条件の考え方として、報告書案に賛成致します。

「IV. その他」について

3. 電気通信主任技術者制度

今回の法改正後も、電気通信主任技術者制度は、技術基準適合維持義務の担保措置として、原則として維持されることとなる。

—中略—

このため、改正法においては、自ら設置する電気通信設備の規模が小さく、かつ、仮に当該設備に損壊等の事故が生じた場合でもその社会的影響はそれほど高くないと考えられる電気通信事業者については、新しい技術を活用した多種多様な電気通信事業者の新規参入をより一層促進することの必要性も踏まえ、電気通信主任技術者の選任義務の適用を除外することとしている。（10ページ）

電気通信主任技術者制度を技術基準適合維持義務の担保措置として改正後も継続させることは、今回の事業法改正の主体事項である事業区分廃止が表面的なものとなり意味をなくす恐れがあるのではないかと考えます。よって、現行法の事業区分を継続させるような制度の継続に反対致します。

また、担保措置の対象として、社会的影響力やサービス提供の規模、従業員数などにより適用範囲を曖昧な尺度を利用した規定の制定により設けることは公平さに欠けます。事業者の健全な競争を促進させるためにも公平な規定になることを希望致します。

「IV. その他」について

5. その他

技術の進展に伴い、アナログ電話用設備が、光通信設備、IP技術を用いた設備に置き換わっていく傾向にあり、アナログ電話用設備が提供していた電源供給の維持が困難になる方向にあるが、災害時等においても国民が必要とする通信手段を確実に確保するためには、端末設備等における蓄電池、乾電池その他電池の備え付け等を電気通信事業者、端末設備等製造事業者及び利用者に奨励する方策について検討していく必要がある。

また、同様に、情報セキュリティ対策についても、ネットワークに接続する端末設備側にもネットワークに重大な支障を及ぼさないように対策を講じることを奨励していくことが求められる。(11ページ)

災害時等に於ける国民が必要とする通信手段を確実に確保するための手段を、事業者並びに利用者に対し奨励していく方策については賛成致します。

但し、災害時等の通信手段の確保の責務は特定の事業者が負うものではなく、国民の安全にかかわる社会基盤の整備であるため、政府行政の義務の一つであると言えます。この社会的コストを事業者のみが負担するべきものではないと考えます。

少なくとも災害時等の通信手段を提供したいと考える全ての事業者が、合理的な費用と労力で実現できるようなルールを監督省庁、自治体含めて横断的に整備するべきと考えます。

以上